

社会福祉法人佐々川福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐々川福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事、監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。ただし、当法人職員で常勤役員を兼ねる場合は、報酬を支給しない。
 - (2) 非常勤役員については、報酬を支給しない。
- 2 賞与及び退職手当については支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表1に定める額を上限額とし、その限度額内で理事会において決定する。

(費用弁償)

第5条 役員等が評議員会及び理事会等に出席したときは、費用を弁償する。ただし、当該役員等が、当法人から報酬及び給与を得ている場合は、費用の弁償は行わない。

- 2 前項に定める費用弁償の額は、別表2に定める額とする。

(旅費等)

第6条 当該役員等が当法人の業務のため出張したときは、旅費等を支給する。

- 2 前項の規定により旅行した場合の旅費等の支給については、当法人職員旅費規程に準じて支給することとし、その額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、当法人職員給与規程第4条の規定に準じる。
- 2 費用弁償については、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 旅費等については、概算払いにより事前に支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬：第4条関係）

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 1,000,000円
副理事長	月額 600,000円

別表2（役員等の費用弁償の額：第5条関係）

役職名	日額
理事・監事・評議員	5,000円

別表3（役員等の旅費等の額：第6条関係）

役員等	旅費等の額
交通費	実費
日当	5,000円
宿泊料	(県外) 15,000円 (県内) 13,000円